

JIMTOF2020 online 出展契約条項

株式会社東京ビッグサイト（以下、「甲」という。）と JIMTOF2020 Online（以下、「本見本市」という。）出展申込者（以下、「乙」という。）は、令和 2 年（2020 年）11 月 16 日（月）午前 10 時から 11 月 27 日（金）午後 5 時（11 月 27 日（金）午後 5 時から 12 月 11 日（金）午後 5 時までではアーカイブ期間）までの終日開催する本見本市出展にあたり、本出展契約条項や「出展規程」、その他甲が定め乙に示した規程等（以下、「本出展契約条項等」という。）を遵守する。

■ 出展申込および契約申込

第 1 条 乙は甲に対して所定の出展申込を行い、甲がこれを受領した時をもって出展申込および契約申込が行われたものとする。

■ 契約の成立と出展料金

第 2 条 甲は、出展の申込を承諾した旨を乙に通知する。甲が乙に対し、出展を承諾する旨の電子メール等を送信した時点をもって契約成立とする。

2. 甲は出展プランに基づき、出展料金を乙に対し請求する。乙は甲が請求する出展料金を、請求書に記載する期日までに所定の振込先に支払わなければならない。

3. 乙が所定の期日までに前項の出展料金を支払わず、かつ甲からの督促にも応じない場合、甲は出展申込および契約申込の取消とみなす。この場合、乙は甲に対し出展料金の 100%をキャンセル料として支払うものとする。

■ 出展プラン

第 3 条 甲は、乙が所定の出展申込時に選択する出展プラン等に基づいて出展コンテンツの掲載レイアウトについて調整する。この出展コンテンツの掲載レイアウトについて、乙は甲に対して異議・変更の申し出を行うことは出来ない。各出展プランの料金および出展プランに含まれるサービス内容は、別紙の「出展規程」の通りとする。

■ 振込手数料等

第 4 条 出展に係る料金の支払いについて、発生する全ての手数料（送金手数料、円為替取扱手数料、外貨受払手数料、コレレス先支払手数料、被仕向送金手数料、等）は、乙が負担するものとする。入金金額に不足が発生した場合、乙は、不足額に加え、事務手続きに必要な実費を 10,000 円を限度として甲に

支払わなければならない。

■ 出展契約の解除・変更

第 5 条 乙は出展契約を解除・変更することはできない。

ただし甲に書面等にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 前項により、甲が乙からの出展契約の解除を了承する場合には、乙は下記により、キャンセル料を支払わなければならない。また、プランの変更によって出展料金が減額となる場合、差額は返金しない。

期限	キャンセル料
契約成立の日から 10 月 31 日まで	出展料金の 50%
11 月 1 日以降	出展料金の 100%

3. 乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合、甲は何等の催告なく出展契約を解除・変更することができる。この場合甲は乙に既納の料金を返還しない。また、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。

- (1) 本見本市の開催趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (3) 他の出展者に不都合が生じるおそれがある場合
- (4) 会場(公式サイト)となるシステムに損害を与えるおそれがある場合
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等（総称して「反社会的勢力」という。）に該当すると判明した場合
- (6) 出展申込内容に虚偽の記載をした場合
- (7) 出展申込内容に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
- (8) 本出展契約条項等に反した場合、または甲の指示に従わない場合
- (9) 本見本市にふさわしくない行為等があった場合
- (10) その他本見本市の管理、運営上支障があると認められる場合

■ 見本市開催の変更および中止

第 6 条 天災その他不可抗力、広域通信障害、第三者によるハッキング・クラッキング等による機能障害等甲の責に帰しえない事由によって、甲は開催を中止または開催期日・開催時間および会場（公式サイト）を変更することができる。

2. 前項により開催期日・開催時間および会場（公式サイト）を変更する場合、甲は乙の承諾を得ることなく必要な措置を講ずることができる。乙はこの変更を理由として出展契約を解除・

変更することはできない。

3. 第 1 項により開催を中止する場合、甲は乙の承諾を得ることなく出展契約を解除することができる。

4. 甲は、第 2 項および第 3 項により乙に生じた損害等について責任を一切負わない。

5. 第 1 項により開催を中止する場合、甲は中止決定時点までに要した開催準備費用を経費として差し引いて乙に出展料金を返還する。ただし、第 1 項の事由により開催期日・開催時間および会場（公式サイト）を変更した場合については、出展料金は返還しない。

■ 甲の管理と免責

第 7 条 会期中、甲は出展コンテンツをはじめとするサイト全般の管理および保全について善良な管理者の注意をもって、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。甲は、本見本市の円滑な運営を行うため、乙に対し必要な措置を求めることができる。この場合、乙は甲の求めた措置を乙の負担により直ちに実施しなければならない。

2. 乙が前項の措置を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

3. 甲は、天災その他不可抗力、広域通信障害、第三者によるハッキング・クラッキング等による機能障害等甲の責めに帰し得ない事由により乙の出展コンテンツ、機器、データ、機会損失等に生じた損害等について一切の責任を負わない。

■ 乙の管理責任

第 8 条 甲は乙に対し入稿用システムのログイン用ユーザーIDを発行し、パスワードは乙が設定する。乙は本出展契約条項等に沿って当該システムを利用し、出展コンテンツの入稿および管理を行い、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。

2. 乙は自らまたはその代理人の故意または過失により甲または第三者に生じた損害等について連帯して責任を負う。

3. 乙は、業務委託をしている代理人を除いて、出展申込をしていない第三者にログイン用ユーザーID およびパスワードを開示、貸与、共有することはできない。乙はログイン用ユーザーID およびパスワードが第三者に漏洩することのないよう、自らの責任において厳重に管理し、ログイン用ユーザーID およびパスワードが第三者に漏洩した場合は直ちにその旨を甲に通知する。

乙は、出展コンテンツのデータ等について、自らの責任でバックアップを行うものとする。

5. 乙は開催期間中、甲からの依頼や来場者からの問合せに速やかに対応するよう努める。

■ 出展コンテンツ

第 9 条 乙は、甲が定める以下の出展物を出展対象として指定し、かつ事前に甲の承認を受けたコンテンツのみを展示することができる。

工作機械 / 鍛圧機械 / 工作機器 / 機械工具（切削工具・耐磨耗工具） / ダイヤモンド・CBN 工具 / 研削砥石 / 歯車・歯車装置 / 油圧・空気圧・水圧機器 / 精密測定機器 / 光学測定機器 / 試験機器 / 制御装置および関連ソフトウェア (CAD, CAM 等) / その他工作機械に関する環境対応機器装置・機器・資材・製品・技術および情報

2. 乙が前項に違反するコンテンツを出展し、甲が乙に対し即時削除を求めた場合、乙は当該出展コンテンツを即時削除しなければならない。

3. 乙が前項の即時削除を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

■ オプションメニュー料金の支払義務

第 10 条 乙は甲が提供するオプションメニューを必要とする場合、甲が別途定める規程等に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。

2. 前項の場合においても、本出展契約に係る各条項を準用する。

■ 保守・メンテナンス

第 11 条 甲またはその代理人は管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえでシステムの保守・メンテナンスを行うために一時的に出展コンテンツの公開を停止することができる。この場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

2. 緊急に対応を必要とする場合には、甲の事後の報告をもって足りることとする。

JIMTOF2020 online 出展契約条項

■ 開催終了後の処理

第12条 甲は、本見本市の開催終了後、公式サイト上に展示されている全ての出展コンテンツを削除する。ただし、甲は、第三者に対して本見本市の開催告知、開催実績ならびに取引実績等を表示するため、乙の承諾なく無償で乙の社名・商標・出展コンテンツ・本展示会のキャプチャ等を利用できるものとする。

■ 禁止事項

第13条 乙は次の行為をすることはできない。

- (1) 出展者としての地位・権利の全部または一部を譲渡・転貸すること
- (2) 本見本市において有償での物品・サービス等の提供をおこなうこと、およびこれを目的として出展すること（甲が認めるものは除く。）
- (3) 甲のネットワークまたはシステムに対し不正なアクセスを試みること。また会場(公式サイト)に損害を及ぼす行為
- (4) 本出展契約条項等において禁止された行為
- (5) その他、甲が不適切と判断した行為

■ 規程の遵守

第14条 乙は本出展契約条項等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

■ 秘密の保持

第15条 乙は、本見本市への出展により知り得た、甲の指定する営業上・業務上の一切の機密情報について、厳重に管理・保管し、本見本市の準備・開催期間中はもとより本見本市終了後においても、事前に書類による甲の承諾を得ないで、第三者に開示または漏洩しないものとする。

■ 個人情報の取り扱い

第16条 乙が本見本市において、個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関係法令を遵守し、適正な取得・管理・運営を行わなければならない。

2. 個人情報の利用に際しては、予めその目的を公表・通知し、その範囲内で利用しなければならない。

3. 乙の個人情報の取得・管理・運営および利用に際し生じた第三者との紛争については、乙の責任において解決するものとする。

■ 権利・帰属・著作権

第17条 本見本市で甲が制作し提供するコンテンツの著作権は甲または個々の権利所有者に帰属する。乙は著作権法上認められている範囲を除き、無断で複製、転用することはできない。

■ 管轄裁判所

第18条 甲および乙が本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。この場合、規程の解釈に当ってはすべて日本語の規程および日本の法規に従うものとする。

■ その他

第19条 乙は、甲にVISA（査証）の発給に必要な招聘保証書等の書類の発行を要求することはできない。

第20条 本出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める規程等によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。